

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(i) 地域の人口構造

令和2年国勢調査時の川西町の人口は14,558人、世帯数4,495人で、人口及び世帯数ともに減少傾向にあり、高齢化率が43.0%と着実に少子高齢化が進行している。これらの最も大きな要因として、主に若年層が進学、就職及び結婚等を機に都市部や近隣市町へ流出する人口の社会減少が影響している。また、国立社会保障・人口問題研究所によると2040年（令和22年）の推計では、高齢化率はさらに進行し、人口が約9,253人になると見込まれている。

平成12年に、町全域が過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の指定を受けた。

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（令和5年度推計）、総務省住民基本台帳移動報告より

(ii) 産業構造

川西町の産業別の事業所数及び就業者数は図3、4のとおりである。町内の事業所のほとんどが中小企業基本法で定義される中小企業であり、そのうち小規模企業振興基本法で定義される小規模事業者が約9割を占めている（表1参照）。また、事業所・企業統計調査及び経済センサス-活動調査における町内全体の事業所数及び就業者数は、ともに昭和56年調査時をピークに年次により増減はあるものの全体的に減少の傾向にある。なお、産業ごとの特徴については下記のとおりである。

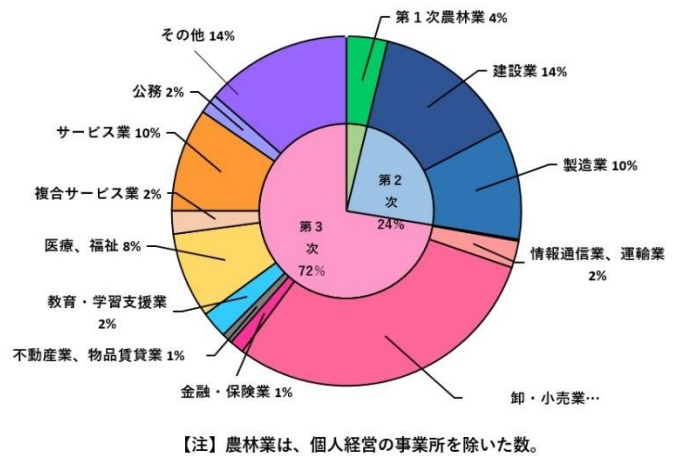
第1次産業…恵まれた自然環境を活かした水稻及び畜産等の農業が町の基幹産業であり、全就業者数の16%を占める。また、川西町では、生産者自らが加工、販売まで行う「6次産業化」を推進し、付加価値のある産品づくりを進めている。

第2次産業…三菱鉛筆(株)及び関連企業による筆記用具、電気機械器具等の製造業が盛んであり全就業者数の32%を占める。

第3次産業…拠点病院である公立置賜総合病院や複数の介護福祉施設が町内に立地することから、医療・福祉の就業者が全業種中14%と高い割合を占めている。また、小売・飲食業及びサービス業等の就業者数の割合も高いが、ほとんどが家族経営等による小規模事業者への就業である。

図 3：川西町の産業別事業所数（単位：事業所）

第 1 次	農林業	23	23
第 2 次	建設業	82	144
	製造業	62	
第 3 次	電気・ガス等	1	438
	情報通信業、運輸業	15	
	卸・小売業、飲食店・宿泊業	181	
	金融・保険業	8	
	不動産業、物品賃貸業	6	
	教育・学習支援業	15	
	医療、福祉	48	
	複合サービス業	13	
	サービス業	58	
	公務	11	
	その他	82	
計		605	



令和 3 年経済センサス-活動調査集計（事業所に関する集計）より

図 4：川西町を就業地とする産業別就業者数（単位：人）

第 1 次	農業	1,223	1,232
	林業	9	
第 2 次	鉱業、採石業	4	2,426
	建設業	664	
	製造業	1,758	
第 3 次	電気・ガス等	6	3,851
	情報通信業、運輸業	250	
	卸・小売業、飲食店・宿泊業	1,084	
	金融・保険業	99	
	不動産業、物品賃貸業	29	
	教育・学習支援業	285	
	医療、福祉	1,031	
	複合サービス業	127	
	サービス業	328	
	公務	275	
	その他	337	
計		7,509	



令和 2 年国勢調査就業状態等基本集計より

表 1：川西町の事業所数及び小規模事業者の数

	町内全事業所	うち小規模事業者	小規模事業者の構成比
事業所数	6 0 5	5 4 9	9 0 . 7 %
従業員数（人）	6 , 0 6 3	2 , 3 2 9	3 8 . 4 %

※小規模事業者の定義は中小基本法の定義に基づく

令和 3 年経済センサス-活動調査集計（事業所に関する集計）より

(iii) 中小企業者の実態等

川西町が実施している「令和5年度町内事業所アンケート」によると、令和4年と令和5年の売上高比較では、「増加」が31%（前年度調査比4割減）となった。増加率については「増加」・「変化なし」を回答した事業所が全体の64%を占めており、比較的安定した事業継続を行っている傾向ではあるが、売上高比較が減少となっている事業所も36%を占めており、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けて以降、回復できていない事業所も多くあると考えられる。正規従業員の過不足に関する問いでは、「不足、やや不足」が54%（前年度調査比8割減）と半数以上の事業所が依然人材不足を感じている。経営における問題点の間においても「原材料価格の上昇」に次いで「人材不足」が多い。

資料：令和5年度町内事業所アンケート結果

川西町産業振興課 令和5年度町内事業所アンケートより

※アンケート対象事業所：川西町内で5人以上の従業員を雇用している法人の事業所

※回答：対象204事業所中、79事業所回答、回答率38.7%

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、(1)の(iii)に記載の町内中小企業者を取巻く「人材不足」や「売上の伸び悩み」等の諸課題の解決を図り、中小企業者ひいては町内経済の持続的な発展を目指す。

これを実現するために、本計画の計画期間中に6件（年間3件）の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

1 (1) の(ii)に記載のとおり、川西町の事業所は、第1次産業から第3次産業まで多岐にわたり存在し、あらゆる業種の中小企業者が、地域経済を牽引するとともに雇用を創出する源である。したがって、町内中小企業者の先端設備等の導入による生産性向上を目的としたあらゆる取組を支援する観点から、本計画において対象とする先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項において規定する先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

1 (1) の (ii) に記載のとおり、本町の第1次産業については農業が盛んであり、農地は町内全域に広がっている。また、第2次産業及び第3次産業に分類される事業所も、特定地域に偏ることなく町内全域に立地している。したがって、川西町に所在する中小企業者の生産性向上の実現を広く支援する観点から、本計画において対象とする区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

(i) 対象業種

1 (1) の (ii) に記載のとおり、川西町の事業所は第1次産業から第3次産業まで多岐にわたり存在し、あらゆる業種の中小企業者が、地域経済を牽引するとともに雇用を創出する源であり、広く生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

(ii) 対象事業

先端設備等の導入による生産性向上に向けた取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進及び市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、様々な内容が想定される。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性の年率3%向上に資すると見込まれる事業を対象とする。ただし、次に掲げる事業は対象外とする。

対象外とする事業	対象外とする事業の例	対象外とする理由
実質的に労働を伴わない事業	太陽光発電（自社の社屋、工場等の屋上や自社の敷地内に設置するものを除く。）等	雇用の創出を伴わないため。
専ら資産運用的性格の強い事業	不動産賃貸事業、コインランドリー事業、コインパーキング事業等	
公序良俗に反する事業	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項に定める事業等	健全な地域経済の発展を図るため。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

経済産業大臣が定める「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

ア 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

イ 反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

ウ 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

エ 不動産賃貸業、廃棄物処理業及び物品賃貸業等並びに太陽光発電、その他再生可能エネルギーに関する事業等の雇用創出、産業集積に繋がらない業種及び事業は対象外とする。